

# よくあるご質問 2025



## 全 般

**Q：母子会へ入会していないと応募できませんか？**

A：応募可能です。入会を強制するものではありません

**Q：申請書を送ってほしいのですが**

A：申請書類はホームページ「2025 年度の申請手続きはこちらから」より「各種書類ダウンロード」へ進み印刷してください

**Q：自宅にプリンターがなく書類が印刷できない場合、どうしたらよいですか？**

A：スマホからローソンなどのコンビニでプリントアウトが可能です。また、図書館等でもプリントアウトが可能なお店があります

**Q：応募倍率はどのくらいですか？**

A：例年7～7.5倍です

**Q：審査の流れを教えてください**

A：一次審査は書類選考、一次審査を通過した方のみ二次審査を実施（面接、作文）、二次審査合格者は「ひとり親家庭支援奨学金選考委員会」に推薦され選考の上、全国400名の奨学生が決定します

**Q：申請書の提出先を教えてください**

A：お住まいの地域の母子会へ送付または持参してください。ただし、福島県、神奈川県（横浜市、川崎市以外）、奈良県、島根県、香川県、愛媛県、高知県在住の方は全国母子寡婦福祉団体協議会事務局まで郵送してください

**Q：保護者と子どもが違う県に住んでいる場合、申請書の送付先はどこですか？**

A：保護者の現住所がある母子会へ送付してください

**Q：提出した書類は返却してもらえますか？**

A：返却いたしません。ご応募の際にいただいた個人情報は奨学金等のみに利用し、それ以外の目的には利用いたしません。不要になった個人情報は適切に廃棄します

**Q：他の奨学金と重複してもよいですか？**

A：本奨学金は他の奨学金と重複しても問題ありませんが、他の奨学金制度では重複できない場合がありますので事前にご確認ください

**Q：対象となる子どもが複数いるのですが、一人しか応募できませんか？**

A：はい。一家族一名のみ申請可能です

Q：成績は審査に関係しますか？

A：成績は審査に関係しません

Q：申請書のエクセルの書式はありますか？

A：ありません。手書きでご記入ください

## 学校等の応募対象

Q：通信制の高校は申請対象になりますか？

A：通信制の高校で高校卒業資格が得られれば応募できます（不明な場合は学校へお問合せしてください）

Q：特別支援学校（養護学校高等部等）は申請対象になりますか？

A：通っている特別支援学校（養護学校高等部等）において大学を受験することができれば応募できます（不明な場合は学校へお問合せしてください）

Q：定時制高校は申請対象になりますか？

A：年齢に関係なく対象になりますが、保護者の扶養家族に入っていることが要件です

Q：技術系専門学校は申請対象になりますか？

A：通っている技術系専門学校で高校卒業資格が取得できれば応募できます（不明な場合は学校へお問合せしてください）

Q：サポート校は申請対象になりますか？

A：通信制高校等の学習をサポートする教育施設であるサポート校では、高校卒業資格が得られない場合、申請の対象にはなりません

Q：通信制高校の出席率はどのようにカウントしますか？

A：通信制高校の出席率はスクーリングの日（8日以上の場合）の出席率でカウントしています

Q：スクーリングのない通信制高校の場合の出席率はどのようにカウントしますか？

A：取得単位により判断します

## 家族・扶養人数等の応募対象

Q：昨年離婚したのですが、ひとり親として応募できますか？

A：申請時にひとり親家庭であれば可能です

Q：離婚調停中ですが、ひとり親として応募できますか？

A：できません。申請時に離婚調停中の場合は対象外となります

Q:両親はそろっていますが、父または母に障がいがある家庭は応募できますか？

A:できません。申請対象外となります

Q:里親と暮らしている子どもは応募できますか？

A:できません。申請対象外となります

Q:扶養家族の人数がわかりません

A:扶養家族は源泉徴収票もしくは確定申告書第二表に記載されています。扶養家族に入っていないが、実質的に扶養している場合は、お問合せください

## 収入状況

Q:申請資格の世帯一人あたり収入平均額 100 万円とはどのように算出するのですか？

A:概算ですが、【手取り収入額】+【児童扶養手当(障がい者手当)、遺族年金、養育費、財産収入など年間合計額】-【賃貸住宅の場合は年間家賃、子どもの年間通学交通費】÷【保護者+扶養家族の人数】=収入平均額が 100 万円未満の場合、申請可能です

Q:生活保護世帯は申請できますか？

A:できます

Q:生活保護世帯ですが、どのような書類を提出すればよいですか？

A:毎月発行される決定通知書(金額記載)1年分(1~12月)のコピーを提出してください

Q:収入や支出の対象となる期間はいつですか？

A:2024年1月~12月までです。ただし、子どもの通学費、寮費等 2024年4月~2025年3月までが対象です

Q:住民税を支払っているか不明な場合、どうすればよいですか？

A:課税もしくは非課税証明書を役所で発行してもらい確認してください

Q:住民税を支払っていない場合、どのような書類を提出すればよいですか？

A:昨年6月上旬に発行された非課税証明書のコピーを提出してください。手元がない場合は役所にて取得できます

Q:住民税・市県民税等の証明書が手元がない場合、どのような書類を提出すればよいですか？

A:昨年6月頃に発行された課税もしくは非課税証明書のコピーを提出してください。手元がない場合は役所にて取得できます

Q:昨年の収入がない場合、どのような書類を提出すればよいですか？

A:今年5月下旬~6月上旬に発行される 2024年1月~12月の収入が記載されている非課税証明書のコピーを提出してください。最終選考に進まれた方は発行され次第、面接実施団体宛に送付してください

Q:源泉徴収票や確定申告書を紛失した場合、どうすればよいですか？

A:源泉徴収票は会社に再発行、確定申告書は提出先の税務署に再発行を依頼してください

Q:確定申告を電子データで行ったため控えがない場合、どうすればよいですか？

A:提出先の税務署にお問合せの上、控えを提出してください

Q:預金を取り崩して生活していますが、どのような書類を提出すればよいですか？

A:就労や生活保護受給等一切ない場合は、今年6月発行の非課税証明書を後日提出してください  
また、申請書の特記事項に事情を記載してください

Q:個人で掛けていた保険金や年金は収入に含めますか？

A:いいえ。含めません

Q:雇用保険は収入区分のどこに記載すればよいですか？

A:収入状況「その他」(申請書の書き方「⑧その他」)に記載してください

Q:職業訓練給付金は収入区分のどこに記載すればよいですか？

A:収入状況「その他」(申請書の書き方「⑧その他」)に記載してください

Q:教育訓練給付金は収入区分のどこに記載すればよいですか？

A:収入状況「その他」(申請書の書き方「⑧その他」)に記載してください

Q:児童手当は収入に含みますか？

A:児童手当は収入には含みません

Q:保護者が親の扶養に入っている場合、どのような書類を提出すればよいですか？

A:親と保護者の収入証明書を両方提出してください

Q:保護者の扶養内の家族(祖父母・兄弟等)の収入は計上しますか？

A:収入として計上してください。ただし、(奨学生の)就学している兄弟姉妹のアルバイト代は収入には含めません。  
祖父母の年金は収入になります。また、扶養外の同居家族の収入は記載しなくてかまいません

Q:保護者の扶養内の家族(祖父母・兄弟等)の障害者年金は計上しますか？

A:はい。収入として計上してください

## 住居状況

Q:子どもが県外の学校等の近くに下宿・入寮している場合の家賃はどのように計算すればよいですか？

A:保護者の家庭の家賃全額と子どもの寮費の半額をあわせて計算してください

Q:家賃の支払いは前払いですが、どのように計上すればよいですか？

A:2024年1月～12月に支払った分の毎月の証明書類を提出してください

Q:公営住宅に入居している場合、どのような書類を提出すればよいですか？

A:前年4月ごろに発行された決定通知書と2024年1月～12月に支払った領収書または通帳のコピーを提出してください

Q:元夫名義の家に住んでおり元夫に家賃を支払っている場合、どのような書類を提出すればよいですか？

A:賃貸契約書のコピーと領収書または通帳のコピーを提出してください

Q:生活保護世帯で住宅補助(家賃)を受けている場合、どのような書類を提出すればよいですか？

A:前年4月ごろに発行された決定通知書のコピーを提出してください

Q:母子生活支援施設に入所し家賃を支払っている場合、計上できますか？

A:水道光熱費等を含まず、家賃のみ支払っている場合は計上できます

Q:持ち家(マンション等含む)の管理費等は住居費として計上できますか？

A:いいえ。できません

## 通学交通費

Q:交通系ICカードの定期券を使用しているのですが、対象期間の領収書が手元にありません。どうすればよいですか？

A:交通系ICカードを使用されている場合は、直近に購入したカードをコピーして提出してください

Q:定期券は購入せずに通学の都度、支払っているのですが、どうすればよいですか？

A:乗車区間の料金が表示されている書類(履歴のコピー等)を添付して、交通費×通学日数を計算した金額を計上してください

## 個人調査書

Q:4月から高校1年生になりますが個人調査書は卒業した中学校に書いてもらうのですか？

A:はい。卒業した中学校に記載していただきます。なお、開封厳禁ですのでご注意ください

Q:転校した場合、前に在籍していた学校の記録はどうしたらよいですか？

A:現在通っている学校に相談してください

Q: 高校 1 年生です。卒業した中学校の 3 年次の担任が異動してしまった場合はどうしたらよいですか？

A: 卒業した中学校に相談してください

Q: 個人調査表の記入は 3 月 31 日まで待たないといけませんか？

A: いいえ。最終出席日(修了式、卒業式)に記入いただいて結構です

## 在学証明書

Q: 合格通知書や学生証は在学証明書の代わりになりますか？

A: 代わりにはなりません。他の書類での代用はできません。4月から高校 1 年生になる方は必ず在学証明書を高校に発行してもらってください。第二次選考の面接の際ご持参ください